資料１

豊岡市障害者計画
（素案）

平成２８年 11 月

豊岡市

目次

第１章　計画策定にあたって 1
　１.計画策定の背景と趣旨 1
　　（１）国の動向 1
　　（２）兵庫県の動向 2
　　（３）本市の取組み 2
　　（４）計画策定の趣旨 2
　２.計画の性格と位置づけ 3
　　（１）計画の法的な位置づけ 3
　　（２）他計画との関係 3
　３.計画の期間 5
　４.計画の策定体制 6
　　（１）障害者福祉計画策定委員会の設置 6
　　（２）グループインタビューの実施 6
　　（３）障害者自立支援協議会の意見聴取 6
　　（４）パブリックコメントの実施 6
　５.障害のある人等の現状と課題 7
　　（１）人口 7
　　（２）障害のある人の状況 8
　　（３）グループインタビュー 13
　　（４）事業進捗状況 15
　　（５）豊岡市における障害者福祉の課題 17
第２章　計画策定の基本的な考え方 19
　１.基本理念 19
　２.基本目標 20
第３章　施策の展開方向 21
　１.施策の体系 21
　２.施策の展開 22
　1.「自己実現」できるまちづくり 22
　2.「人と人が支え合う」まちづくり 28
　3.「いつどこでも相談できる」まちづくり 32
　4.「地域で生活できる」まちづくり 37
　5.「安全で安心して暮らせる」まちづくり 42

第１章　計画策定にあたって

１.計画策定の背景と趣旨

（１）国の動向

国では、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を平成 19 年 9 月に署名、平成 26 年 1 月に批准し、同条約は同年 2 月に発効しました。

平成 25 年 9 月には「障害者基本計画（平成 25～29 年度）」（「第三次計画」）が策定され、平成 23 年度の障害者基本法改正の内容を踏まえ、基本原則等が見直されました。

平成 25 年度からは、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改められました。

平成 28 年度には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行、発達障害者支援法の改正、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを目的としています。

発達障害者支援法では、施行から約 10 年が経過し、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われ、一人ひとりの発達障害者の日常生活や社会生活を支援し、切れ目ない支援の重要性を鑑み、共生社会の実現に資することを目的としています。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月に公布（平成 30 年 4 月 1 日施行予定）され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が進められます。

（２）兵庫県の動向

県は、障害者基本法に規定する障害者施策に関する基本的な事項を定めた「ひょうご障害者福祉プラン」と障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの見込量と見込量の確保のための方策を定めた「兵庫県障害福祉計画」を一体的にした「ひょうご障害者福祉計画」（計画期間：平成 27～32 年度）を策定しました。

（３）市の取組み

市では、すべての人がかけがえのない存在として尊重され、人と人とのつながりが広がるまちの実現をめざし、障害者施策を総合的かつ体系的に推進するために、平成 24 年 3 月に「コウノトリとともに、すべての人が自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とする「豊岡市障害者福祉計画」を策定しました。

これまで市がすすめてきた、さまざまなまちづくりや施策の根底には、「いのちへの共感」の考え方が流れており、このことを改めてまちづくりの基礎に置いて、さらにいのちへの共感を広げていくために、平成 24 年に「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を定めました。

この条例は、「命は限られている」、「命はつながっている」、「命は支えあっている」という３つの基本的視点に立って構成されています。

平成 29 年度からは、市 29 地区全てで新しい地域コミュニティが立ちあがります。新しい地域コミュニティは、若者から高齢者まで、男性も女性も、多様な住民が参画しながら地域課題に対応していく地域運営の仕組みです。

（４）計画策定の趣旨

平成 19 年３月に「豊岡市障害者福祉計画」を策定し、すべての人が障害の有無にかかわらず地域活動に参加し、地域の人々とともに、支え合いながら生きがいをもって生活することのできるまちづくりを進めてきました。

「豊岡市障害者福祉計画」は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく「障害福祉計画」をあわせたものです。

平成 23 年度の計画見直しから４年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、より障害者のニーズに合った施策を着実に推進していく必要があります。

このたび、平成 28 年度末で「障害者計画」が終了するため、市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する理念、基本方針を

定める「障害者計画」を策定します。

２.計画の性格と位置づけ

（１）計画の法的な位置づけ

豊岡市障害者計画は、今後の市における障害者施策の指針となります。本計画は、障害者基本法第 11 条第３項に規定する「障害者計画」として、障害者施策の基本的な計画となるものです。

（２）他計画との関係

本計画は､｢豊岡市総合計画｣､｢豊岡市地域福祉計画｣を上位計画として、他の個別計画である「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」及び「豊岡市老人福祉計画・第６期介護保険事業計画」との整合性を図りながら推進します。

豊岡市障害者計画　概念図

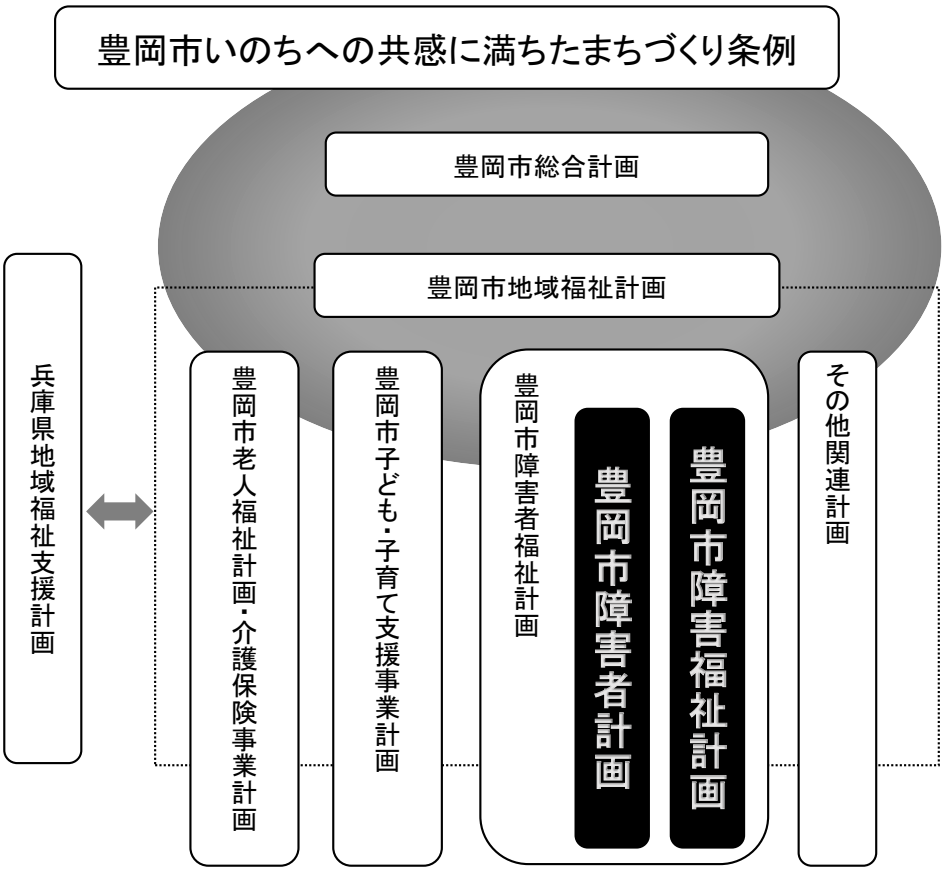

豊岡市障害者計画

○法的位置づけ
　障害者基本法に定める市町村計画

○目的
　　障害者の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障 害者の福祉を推進すること

○障害者の福祉に関する基本的施策
①医療、介護等
②年金等
③教育
④職業相談等
⑤雇用の促進等
⑥住宅の確保
⑦公共的施設のバリアフリー化
⑧情報の利用におけるバリアフリー化
⑨相談等
⑩経済的負担の軽減
⑪文化的諸条件の整備等

豊岡市障害福祉計画

○法的位置づけ
　障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画

○市町村障害福祉計画で策定する事項
- 各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込と確保のための方策
- 各年度における指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込と確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- その他障害福祉サービス、相談支援および市町村の地域生活支援事業

３.計画の期間

平成 19 年 3 月に策定した障害者計画は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間を計画期間としていましたが、第５期豊岡市障害福祉計画の見直し時期とあわせるため、平成 29 年度から平成 32 年度までの４年間とします。

<table>
<tr><th></th><th>平成
21年度</th><th>平成
22年度</th><th>平成
23年度</th><th>平成
24年度</th><th>平成
25年度</th><th>平成
26年度</th><th>平成
27年度</th><th>平成
28年度</th><th>平成
29年度</th><th>平成
30年度</th><th>平成
31年度</th><th>平成
32年度</th></tr>
<tr><td>障害者
計画</td><td></td><td></td><td>見直し</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td></tr>
<tr><td rowspan="4">障害福祉
計画</td><td colspan="3">第2期計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>見直し</td><td colspan="3">第3期計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td><td colspan="3">第4期計画</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td><td colspan="3">第5期計画</td></tr>
</table>

４.計画の策定体制

（１）豊岡市障害者福祉計画策定委員会の設置

計画策定にあたっては、当事者、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、公募による市民、行政関係職員など18人で豊岡市障害者福祉計画策定委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

（２）グループインタビューの実施

障害児・者の福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事者及び家族・支援者等が感じている課題や意見などを直接聞き、施策への住民参画のひとつとして実施しました。

（３）豊岡市障害者自立支援協議会の意見聴取

豊岡市障害者自立支援協議会から、市の障害者支援の現状を踏まえた地域課題や必要な施策などを聴取しました。

（４）パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、計画（案）を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

５.障害のある人等の現状と課題

（１）人口

※（未完成）※平成 27 年度国勢調査の人口基本集計結果を反映させる予定（平成 28 年 10 月 26 日掲載予定）

資料：平成 27 年国勢調査データ

（２）障害のある人の状況

①各種障害者手帳所持者数の推移

平成 23 年度から平成 27 年度における障害者手帳所持者の推移にみると、平成 23 年度から平成 25 年度までは毎年増加していますが、平成 25 年度から平成 27 年度までは毎年減少しています。

障害者手帳種類別にみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、増加傾向にありますが、身体障害者手帳は、平成 25 年度以降、減少しています。

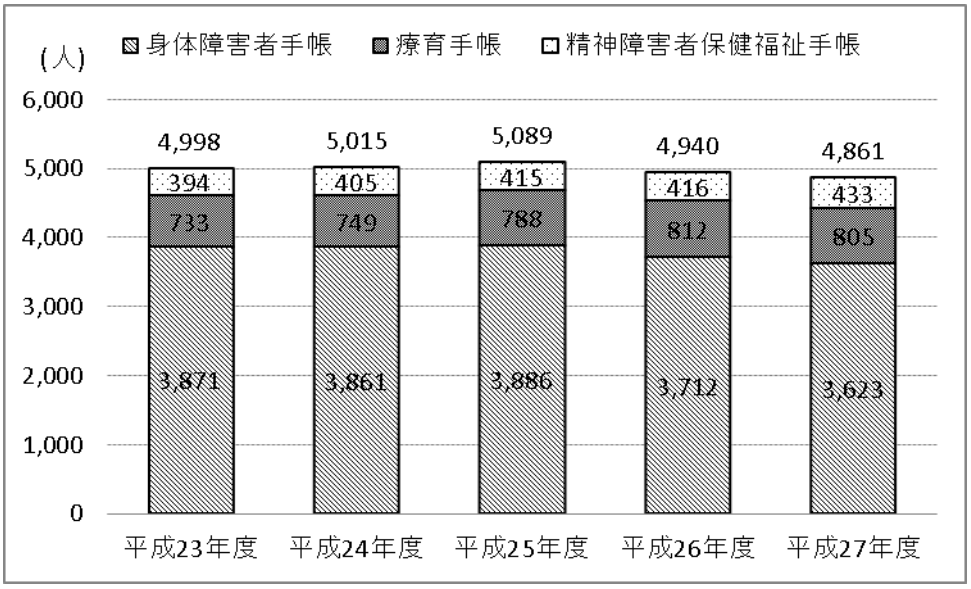

資料：豊岡市

②身体障害のある人の状況

平成23度から平成27度における身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度で増減しており、平成27年で3,623人となっています。

●身体障害者手帳所持者数の推移

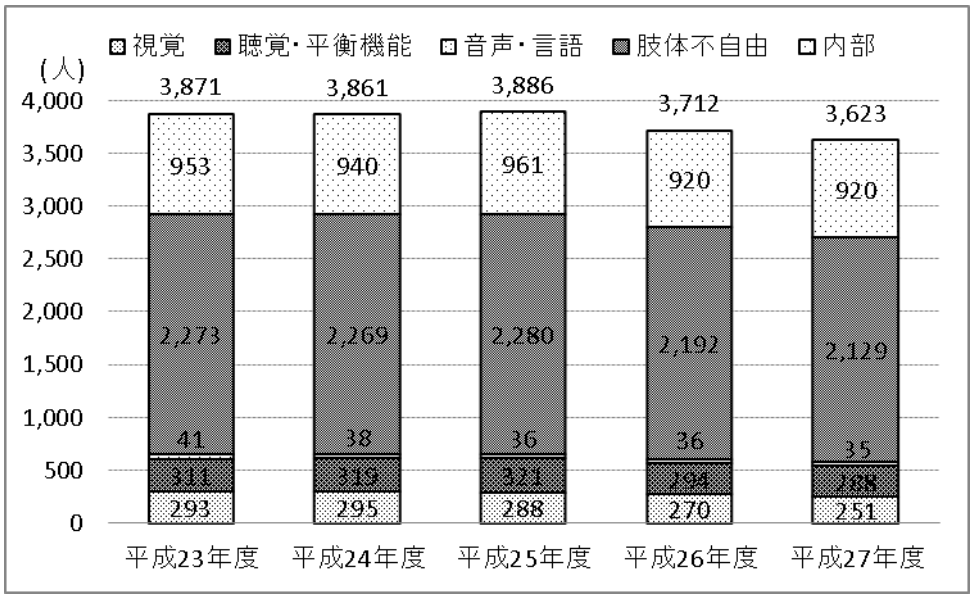

資料：豊岡市

●障害の種類別人数

（単位：人）

区　分	障害の程度別人数	うち 18歳未満
視覚	251	1
聴覚・平衡機能	288	10
音声・言語	35	0
肢体不自由	2,129	40
内部	920	8
合　計	3,623	59

（平成28年3月31日現在）

資料：豊岡市

●障害の種類別構成比

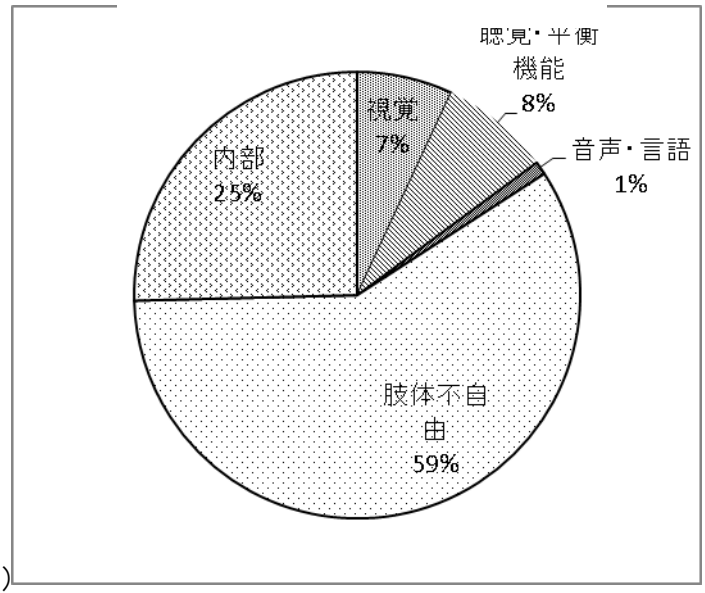

●障害の程度別人数

（単位：人）

等　級	障害の等級別人数	うち 18歳未満
1級	1,029	23
2級	529	18
3級	542	10
4級	1,012	3
5級	262	2
6級	249	3
合計	3,623	59

（平成28年3月31日現在）

資料：豊岡市

③知的障害のある人の状況

療育手帳所持者は、平成 27 年度では、A（重度）は 319 人、B１（中度）は 235 人、B２（軽度）は、251 人となっており、B２（軽度）だけ平成 26 年と比べて増加しています。

●療育手帳所持者数の推移

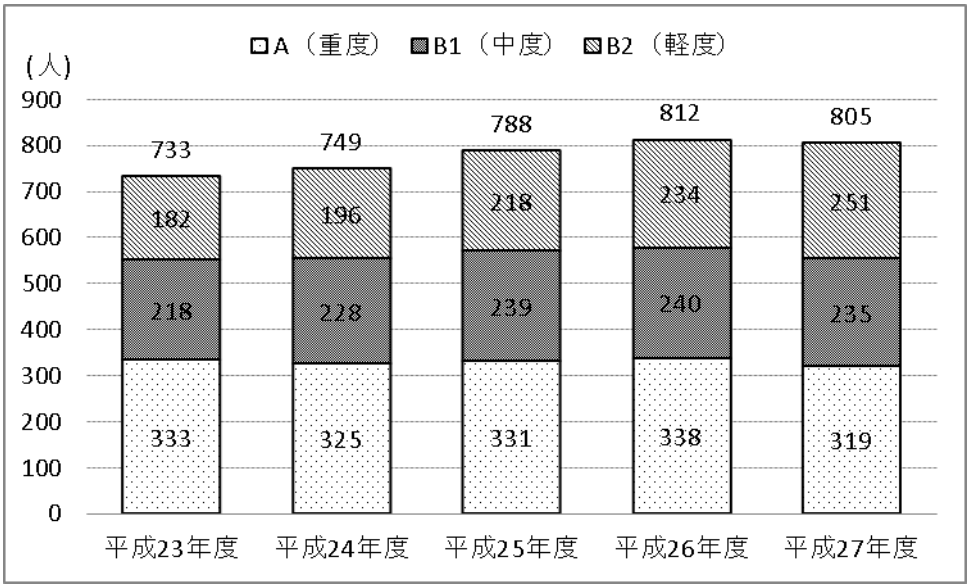

資料：豊岡市

●障害の程度別人数

（単位：人）

区　分	障害の程度別人数	
		うち 18 歳未満
A（重度）	319	71
B1（中度）	235	27
B2（軽度）	251	123
合　計	805	221

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

資料：豊岡市

●障害の程度別構成比

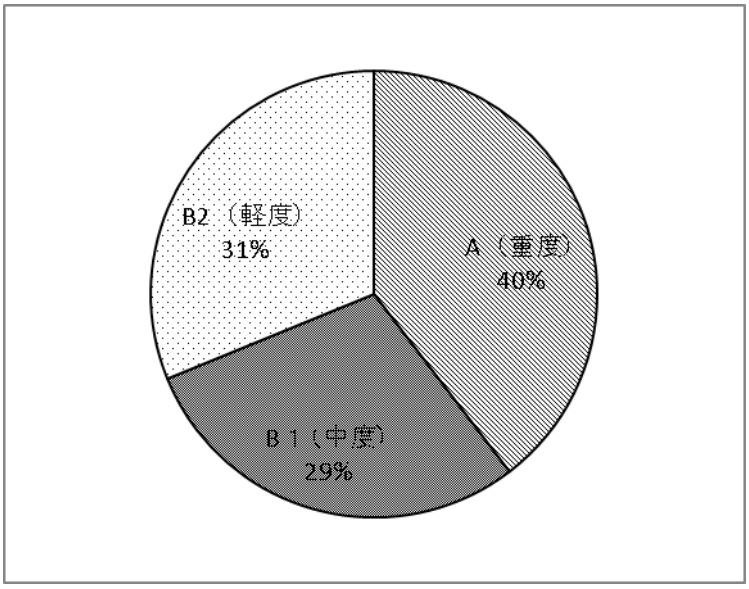

④精神障害のある人の状況

平成 23 年度から平成 27 年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、毎年増加の傾向にあります。

等級別にみると、２級と３級ともに増加傾向でありますが、１級は、増減しています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

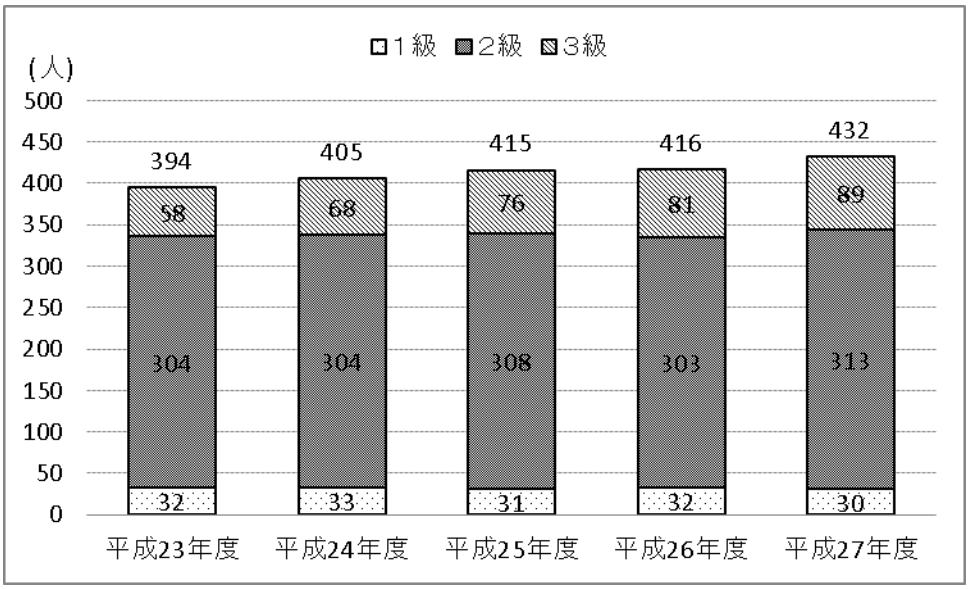

●障害の程度別人数

（単位：人）

区　分	障害の程度別人数
1 級	30
2 級	313
3 級	89
合　計	432

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

資料：豊岡市

●障害の程度別構成比

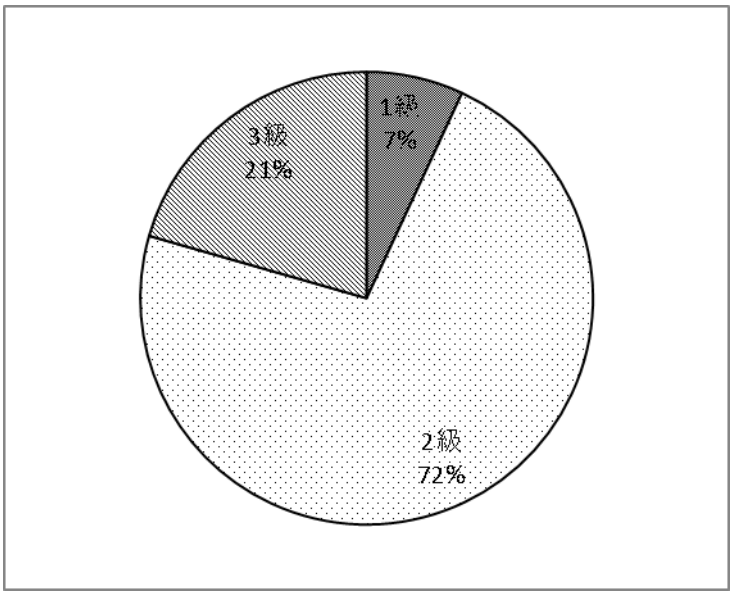

（３）グループインタビュー調査のまとめ

豊岡市障害者計画の策定にあたり、障害児・者を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事者及び家族・支援者等が感じている課題や意見などを直接聞き、施策での住民参加の一つとして実施しました。全体的なグループインタビューの結果は資料編に掲載しています。

①実施概要

○実施期間

平成 28 年 7 月 2 日～8 月 10 日

○対象者

障害者本人およびその家族、支援者

○グループ

肢体障害・内部障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神障害、重症心身障害、障害児等の 8 グループ

○内容

日常生活の中で、障害者本人及び家族・支援者等が抱える課題、問題点を出し合う。

課題や問題を解決するためのアイディアなどを把握整理する。

②調査結果

【移動手段について】

■障害のある人が移動手段について課題を感じている。

■タクシー券が１回につき１枚しか使えないことや、バス停が自宅から遠いなどといった、現在の外出支援サービスなどを障害のある人が利用しやすいように改善することが求められている。

【障害者に対する理解について】

■障害のある人が居住している周囲の人の理解が重要である。

■様々な場面において細やかな合理的配慮を進めることが求められている。

■教育や障害者週間などの機会を充実させ、周囲の理解を深めることが重要である。

【人材確保について】

■サービスを必要としている障害のある人が、いつでも利用できる施設等の人員体制が求められている。

■資格やスキルを身に付け、必要な支援を充実できるように研修や講座を開講することが重要である。

【就労について】

■就労先での研修や会議、昇格試験などに障害のある人が十分に参加できるような環境が求められている。

■就労に役立つ資格やスキルの勉強ができる支援が求められている。

■障害のある人に対する就労先の理解が重要である。

【災害について】

■災害が起きた後に、障害のある人やその家族が避難生活の情報などを収集できるような体制が求められている。

■災害に対して、障害のある人の避難方法や避難経路を関係機関や家族、支援者などで共有することが重要である。

【居場所について】

■スポーツ大会やサロンなど、障害のある人が、社会参加できる環境づくりが求められている。

■これまでに、社会参加していない障害のある人に参加してもらうことが重要である。

■障害のある人やその家族が、気軽に話し相談ができる場をつくることが求められている。

■障害の特性に合わせて、地域イベントなどに社会参加できるよう情報の発信を充実させることが重要である。

（４）進捗状況

これまで、豊岡市障害者計画において、「コウノトリとともに、すべての人が自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」という基本理念のもとに、『「自己実現」できるまちづくり』『「人と人とが支え合う」まちづくり』『「いつどこでも相談できる」まちづくり』『「地域で生活できる」まちづくり』『「安全で安心して暮らせる」まちづくり』の基本目標を設定し、障害福祉の推進に取り組んできました。これまでの計画の進捗状況を整理します。

【「自己実現」できるまちづくり】

■通学・通園支援として、保護者の出産、病気等、やむを得ない理由がある場合、移動支援サービスの利用など、個別の事情に応じたサービス提供の検討を行っている。

■障害のある人が、就労のためのパソコンやスマートフォンの利用促進が進んでいない。

■就労機会の拡充やトライアル雇用を通じて、雇用拡大につながる企業（雇用主）の理解を深めることが重要である。

■コミュニケーション支援を充実させるためにも、手話通訳者や要約筆記者などの研修の参加者を確保することが重要である。

■市立図書館は、身体障害者福祉法に規定されている視聴覚障害者情報提供施設に指定されている。

【「人と人とが支え合う」まちづくり】

■市内全域で「障害者の居場所」を設置し、当事者、地域住民、ボランティアが交流を図りつつ、つながりを深め、安心して暮らせるまちづくりに努めている。

■児童・生徒等を対象とした、福祉学習や体験教室を通じて、障害のある人の理解を図り、ボランティア活動の場づくりを行った。今後は、地域に住む中で何ができるかを考える場づくりも必要となる。

■障害のある人ない人の交流とともに、障害のある人やその家族同士が情報交換できる場づくりを行った。

【「いつどこでも相談できる」まちづくり】

■平成 26 年に障害者基幹相談支援センターが設置され、相談支援の中核的な役割を担う機関として、業務を総合的に行っている。

■発達が気になる児童や発達障害が疑われる児童、親子の関わりに問題がある児童に対して、相談や支援を進めている。

【「地域で生活できる」まちづくり】

■健康づくり教室では、心身の状況によって分け隔てることなく、障害等のリスクを持つ人も一緒になり、交流を図りながら実施している。

■重度の障害のある人を対象としたサービスの確保や、関係計画の施策の調整が必要である。

■コミュニティバスの運行やノーマイカーデーの実施などで、気軽に公共交通機関を利用でき、社会参加できる環境づくりを進めている。

【「安全で安心して暮らせる」まちづくり】

■「ゆずりあい駐車場」のスペースを確保し、障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めた。

■グループホーム新規開設サポート事業を進め、事業者の参入を行ってきた。

■災害時に福祉避難所開設の迅速な対応が取れるように、災害物資の備蓄や防災訓練などを実施している。

（５）障害者福祉の主な課題

①移動手段の充実

障害のある人が、積極的に社会参加していくためには、移動手段の充実が欠かせません。そのため、障害の特性にかかわらず、だれもが使いやすい交通手段を確保する必要があります。また、通勤や通学、買い物など、障害のある人の場面に応じた交通手段の充実を図り、外出しやすい環境づくりが求められます。

②障害のある人が地域で暮らすための理解の促進

障害のある人の日常生活や社会活動を支えるためには、周囲の理解と協力が欠かせません。家族をはじめ地域の方々に、障害の特性について理解を深める学習や啓発活動を実施する他、障害がある人もない人も、ともに生きる仲間としてお互いが理解し合えるように、相互の交流を深める場を持つこと等が求められています。

③人材の確保

障害のある人の多様な状態やニーズを的確に把握し、対応するためには、専門的な知識や経験のある人材の育成が欠かせません。サービス提供事業者の質的な向上を支えるためにも、研修や研修情報の積極的な提供が求められます。また、多様な事業者の参入を促し、適切な競争によるサービスの質的向上と利用者が満足できるサービス環境の向上につなげることも課題となっています。

④就労の充実

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が欠かせません。障害のある人が、障害の特性に応じた働き方ができるような支援が求められます。また、企業側が、障害に対する理解を深め、雇用機会を拡充させていく必要があります。さらに、通勤などの就労に伴う課題に対して総合的に支援していく必要があります。

⑤災害対策と準備

予測できない災害に対して、万全な対策と準備を進める必要があります。少しでも迅速に避難し安全を確保するには、日頃からの意識や声かけが重要となります。障害のある人と行政、関係機関などがそれぞれの役割を持ち、協力して速やかな避難活動を進めることが求められます。

⑥居場所づくり・絆づくり

障害のある人が、いつまでもいきいきと暮らしていくためには、出会いや良好な人間関係を提供する場が重要です。そこに行けば、顔見知りがいて、情報の交換や悩みを打ち明け合うような仕組みをつくり、課題の早期発見や早期対応できるような地域づくりが必要となります。

⑦地域移行の推進

障害のある人が、安全で安心できる地域生活を送るためには、賃貸住宅やグループホーム等の住居の場の確保が重要となります。そのためには、不動産業者や家主、地域住民に、障害のある人の入居に関する理解を促すとともに協力体制を構築していくことが必要となります。

第２章　計画策定の基本的な考え方

１.基本理念

「障害のある人もない人も　共に支え合い

自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」

～寛容と包摂の社会をめざして～

障害者基本法は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

市では、これまで、「コウノトリとともに、すべての人が自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に、すべての人が障害の有無にかかわらず地域活動に参加し、地域の人々とともに、支え合いながら生きがいをもって生活することのできるまちづくりに向けて取り組んできました。

今後も、住み慣れた地域で、すべての人が笑顔で暮らせるよう、住みよいまちづくりに向けた取り組みを充実させる必要があります。

市のまちづくりや施策の根底には「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」における考え方があり、この条例は「命は限られている」、「命は支えあっている」、「命はつながっている」という３つの視点に立っています。

この条例には、お互いの違いを認め合い、たくさんの人に支えられ、一人ひとりを尊重するまちをめざす社会的包摂の姿勢が示されています。

これらの考えを念頭に置きながら、コウノトリが悠然と舞う豊かな自然環境のなかで、すべての人が尊重され、地域で互いに支え合う寛容と包摂の社会をめざし、自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

２.基本目標

１.「自己実現できる」まちづくり

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、教育、雇用・就労支援、社会参加・生きがいづくりなどの充実に努めます。

２.「人と人とが支え合う」まちづくり

障害のある人及びその家族が地域でより暮らしやすくなるよう、広報・啓発活動の充実、人材の育成・確保に努めるとともに、障害のある人やその家族、各種団体間のネットワークづくりに努めます。

３.「いつどこでも相談できる」まちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、当事者やその家族の悩みごとなど生活全般にわたり、さまざまな相談ができる体制づくりに努めます。また、多様なサービスなどに関する情報提供体制の充実を図ります。

４.「地域で生活できる」まちづくり

障害のある人やその介護者のニーズは多種多様です。それぞれのニーズに合った細やかな福祉サービスの提供により生活支援の充実を図るとともに、保健・医療の充実に努めます。

５.「安全で安心して暮らせる」まちづくり

ユニバーサルデザインの考えに基づき、あらゆる社会的な障壁の除去に努め、すべての人が住みやすい生活環境の整備を進めるとともに、いざという時の安全を確保するための防犯・防災対策の充実に努めます。

第３章　施策の展開方向

１．施策の体系

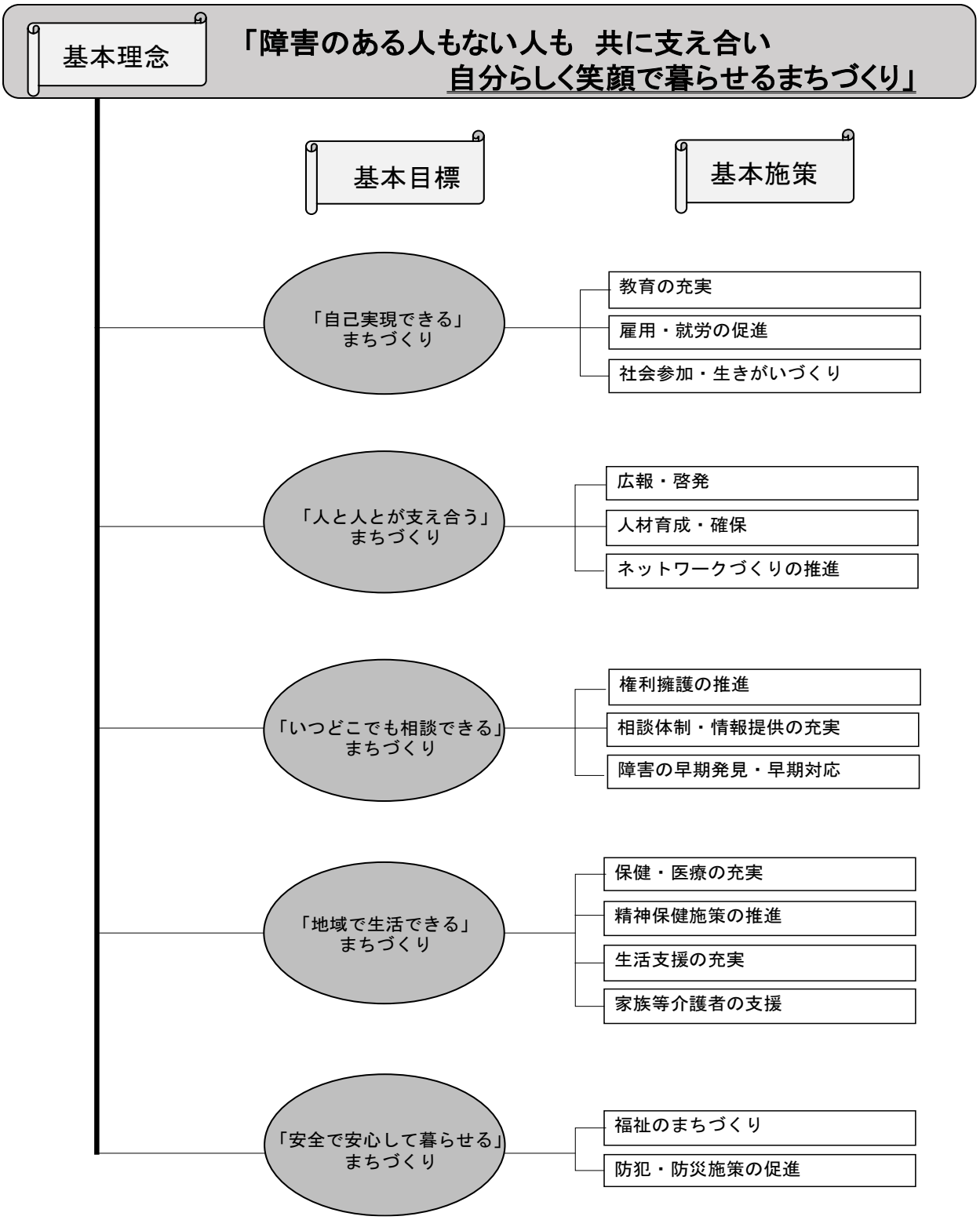

２.施策の展開

1.「自己実現」できるまちづくり

（1）教育の充実

障害のある児童・生徒が個性を十分に発揮し、将来の自立生活に必要な力を養うためには、障害特性等を踏まえた教育の実践が必要になります。

また、障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒とともに教育が受けられる配慮や、ライフステージに応じた支援が必要になります。

障害者差別解消法に規定された合理的配慮の提供については、個別の事情に応じた対応が求められます。

施策名	施策内容	主な所管課
学校施設･設備の改善	学校園において、障害のある児童・生徒が不自由さを感じないよう、障害のある人や保護者の意見を聞き、施設・設備のバリアフリー化を進めます。	教育総務課
学校教育等の充実	障害のある児童・生徒、また、ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症など､学習に何らかの支援を必要とする発達障害のある児童・生徒に対し、一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた指導の充実を図るとともに、教育介助員を配置するなど生活や学習の支援を行います。 また、保育所・幼稚園・認定こども園などにおいても､児童一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた保育の充実を図ります。	こども育成課 こども教育課
サポートファイルの活用	発達障害児など何らかの支援を要する児童を対象に、サポートファイルを活用した支援を行います。 保護者や関係機関への周知を図るとともに､サポートファイルが就労期までつながる支援ツールとして活用されるよう高等学校を含め各関係機関の情報共有と連携強化を図ります。	こども教育課 こども育成課 社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
教職員の資質の向上と校内支援体制の充実	各種研修会・教育相談などを通じて、障害に対応する教育方法の検討協議を行い、教職員の資質の向上に努めます。また、障害のある児童・生徒に対しての理解を深め、専門的な指導・援助ができるよう、校内支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。	こども教育課
児童・生徒間の交流拡大	障害のあるなしにかかわらず児童・生徒がお互いの理解を深めるために、障害児教育機関と地域の学校などとの交流の機会の充実に努めます。 また、障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒とともに教育が受けられるよう努めます。	こども教育課 こども育成課 社会福祉課
放課後等の居場所の確保	障害のある児童・生徒の特性に応じて、本人及びその保護者に対する相談・支援体制を整備するため、医療、福祉、学校、地域と連携し、地域における総合的な相談・支援に努めます。なかでも、保育所、放課後児童クラブとの調整や日中一時支援事業の充実により、保護者が安心できる居場所の確保と充実を図ります。	社会福祉課 こども育成課
通学・通園支援の実施	保護者の入院等、やむを得ない理由がある場合の通学・通園支援について、個別の事情に応じたサービス提供を行います。	社会福祉課
障害児（者）の相談・支援体制の充実	北但広域療育センターにおいて、専門職による幼児期からの一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者や家族への支援の充実、関係機関等の連携体制の構築を図り、総合的な障害児（者）療育を行います。 また、支援ニーズの多様化に対応するため、職員の適切な配置やスキルアップに努めるとともに、外部から意見を聴くなど、事業内容の改善に努めます。	社会福祉課

（2）雇用・就労の促進

障害のある人が経済的、社会的に自立していくためには、雇用・就労の促進が必要となります。

企業へ障害のある人の理解を深めるような取り組みや、障害のある人が、就労に必要なスキルを修得できる支援などを行い、雇用の機会の拡充を図ります。

また、改正障害者雇用促進法に規定された障害のある人への差別の禁止、合理的配慮の提供については、関係機関と連携し、啓発に取り組みます。

施策名	施策内容	主な所管課
障害のある人の就労支援施設などの支援	就労訓練の場を提供している就労移行支援事業所、地域活動支援センターなどの運営を支援します。 また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進します。	社会福祉課
雇用・就労準備の支援	障害者就業・生活支援センターや相談支援事業者と連携し、障害の特性に応じた職業準備訓練を促進します。また、トライアル雇用などを通じて、雇用拡大につながるよう、企業（雇用主）の理解を深めることに努めます。	社会福祉課
雇用・就労機会の拡充	障害のある人の雇用については、市役所などの公共機関での障害種別にかたよらない率先雇用に努めるとともに、民間企業などへ働きかけ、公共職業安定所など関係機関との連携により雇用・就労機会の拡充に努めます。 また、従来の形にとらわれない新しい雇用の視点について配慮します。	社会福祉課 職員課
事業主や職場の理解	事業主や職場の人が、障害のある人の雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、公共職業安定所など関係機関との連携により、啓発を強化します。 また、職場実習の受け入れなどの理解の促進に努めます。	社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
各種関係機関の連携・ネットワークづくり	雇用・就労の促進と安定雇用に向けて、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、企業、福祉施設、学校などの連携強化に努めます。 障害者自立支援協議会を核として、関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課
職場の定着のための支援の充実	継続的な雇用につながるよう、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業者と連携し、障害のある人が就労する企業に対し、障害特性に関する理解の促進を図ります。	社会福祉課
ＩＴの活用支援	障害のある人が、就労のためにパソコンやスマートフォンを活用できるよう、地域生活支援事業における講習会などを通じてＩＴの利用促進を図ります。	社会福祉課

（3）社会参加・生きがいづくり

障害のある人が生きがいをもち、充実した生活を送るためには、社会参加できる環境が必要となります。

社会参加できる場として、スポーツや文化などの地域活動への参加が必要となります。

また、社会参加をする場合に必要となる移動手段やコミュニケーション手段の支援を行い、だれもが社会参加できる環境づくりを進めます。

施策名	施策内容	主な所管課
地域活動支援センターなどの支援	社会参加や自立支援の場でもある地域活動支援センターなどの運営を支援します。	社会福祉課
移動・交通手段の充実	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人が電車やバスなどの公共交通機関を使いやすくなるよう取り組みを進めます。	社会福祉課 高年介護課 都市整備課
コミュニケーション手段の確保	視聴覚に障害のある人などのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などの派遣を行うとともに、手話通訳者、要約筆記・点訳・朗読奉仕員の人材の養成・確保を図ります。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の周知、技術のレベルアップに努めます。	社会福祉課
地域活動への参加促進	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出の支援を行います。 また、障害のある人がスポーツ・文化事業など地域活動へ参加しやすい環境づくりに努め、教養や知識を高めるための生涯学習の機会の充実を図ります。	社会福祉課 生涯学習課

障害者団体の活動の活性化	障害のある人とともに生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自立と自発的な活動の活性化を促進します。 また、障害者団体はじめ障害のある人のさまざまな思いを施策に反映させるため、意見を聴く場の確保に努めます。	社会福祉課
スポーツ・文化活動の推進	（財）兵庫県障害者スポーツ協会主催の障害者スポーツ指導員養成講習会や兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加を促すとともに、レクリエーション及びスポーツ大会の開催などを通じて、障害のある人同士や障害のない人との交流を促進します。また、障害者スポーツ振興のための組織づくりを推進します。 さらに、身近で気軽にスポーツに親しむことができるよう、だれもが利用しやすい施設などの整備を図ります。 豊岡市美術展や兵庫県障害者作品展への出展を促すなど、絵画、写真などの趣味や自主的な文化活動への意欲向上を図り社会参加を促進します。	社会福祉課 文化振興課 スポーツ振興課

2.「人と人が支え合う」まちづくり

(1) 広報・啓発

障害のある人に対する誤解や偏見をなくすためにも、広報・啓発が必要となります。

障害のある人の正しい理解を深めるために、障害がある人ない人問わず気軽に交流できる場の提供や研修などを行います。また、障害福祉に関する本市の取り組みなどを各メディアから広報していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
計画に関する広報活動	計画内容が広く市民に伝わるよう各種媒体を通じて情報提供を行います。また、計画に関連するさまざまな取り組みについて、広報に努めます。 【各種媒体】 ○市広報紙　○市ホームページ ○市出前講座　○防災行政無線 ○FM ジャングルなどの報道機関	秘書広報課 社会福祉課
障害のある人の支援者への理解の促進	保健・医療・福祉関係者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者などが、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、抱える課題を把握するため、障害のある人を交えた研修や交流会を開催します	社会福祉課
広報・啓発活動の充実	障害者週間や人権週間などの機会をとらえ、障害や障害のある人、特に外見ではわかりにくい障害のある人に対する市民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を効果的に進めます。 また、障害のある人が中心となって企画する啓発イベントなどの実施を促進します。	社会福祉課 生涯学習課

施策名	施策内容	主な所管課
地域における福祉教育・人権教育の推進	市の出前講座など市民のニーズに応じた学習機会、学習メニューの提供に努めます。障害のある人に関する団体のみならず、多くの人の参加を得られるよう工夫し、障害や障害のある人に対する正しい理解を深める取組みを進めるとともに、その効果の検証に努めます。 また、障害への理解や好ましい人間関係の構築のため、障害のある子どもとともに学び育つ機会の拡充に努めます。	社会福祉課 こども教育課 こども育成課 生涯学習課
交流活動の促進	障害のある人とない人が気軽に交流できる行事や催し物への取組みを支援し、市民の相互理解や障害のある人の社会参加及び交流活動を促進します。	社会福祉課

（2）人材育成・確保

障害のある人が十分な福祉サービスを受けることが出来るようにするには、人材育成・確保が必要となります。

より充実した福祉サービスを提供できるように、障害者自立支援協議会のなどネットワークを用いて、人材育成・確保を進めます。

また、ボランティア活動などを広報することによって、障害福祉に対する関心を高め、ボランティアの理解と参加を促します。

施策名	施策内容	主な所管課
専門的人材の育成・確保	専門性をもって、相談支援やケアマネジメントなどに携わる専門的人材の育成・確保に努めます。 とりわけ障害のある人の地域生活を支える根幹となる相談支援を担う人材や成年後見制度などの権利擁護を担う人材の育成・確保に努めます。	社会福祉課
ボランティア活動の育成	社会福祉協議会との連携により、ボランティア活動を継続して実施していけるよう、環境づくりに努めるとともに、人材育成、技能の向上などを促進し、活動の活性化を図ります。	社会福祉課
地域資源を活用した人材の育成・確保	障害者自立支援協議会を核として、相談支援事業者、当事者団体、福祉、保健、医療、教育、事業者などのネットワークを構築し、幅広い人材を活用・育成できる体制の整備に努めます。	社会福祉課
ボランティア活動の機会の充実	ボランティア・市民活動センター（市社会福祉協議会）との連携により、市民のボランティア活動機会の拡大、充実に努めます。積極的に広報することでボランティア活動に対する市民の理解を促進し、ボランティア活動への参加を呼びかけます。	社会福祉課

（3）ネットワークづくりの推進

障害のある人同士やその家族同士、障害者団体などが、情報交換などの交流を行いながら支え合える関係を増やすためにもネットワーク作りが必要となります。

交流の場などで情報を収集することができる仕組みを作り、充実したネットワークづくりの推進をしていきます。

施策名	施策内容	主な所管課
障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進	障害のある人とない人の交流とともに、障害のある人やその家族同士の交流の促進に努め、本人間や家族間の情報交換などを行うためのネットワークづくりを進めます。	社会福祉課
多様なネットワークづくりの促進	障害者自立支援協議会を活用して民生委員児童委員、ボランティアグループなどの地域のさまざまな団体の活動に関する情報交換などを行うためのネットワークづくりを促進します。 また、障害者団体や地域活動支援センター同士のネットワーク構築の自発的な取組みを支援します。	社会福祉課
近隣自治体との連携強化	北但広域療育センターの運営面については、利用者、相談者の増加や支援ニーズの多様化・複雑化などに対応していけるよう、共同設置者の香美町、新温泉町及び関係機関と協力していきます。 今後も、広域的な事業など必要に応じて近隣自治体と連携を図り、効率的な事業の展開に努めます。	社会福祉課

3.「いつどこでも相談できる」まちづくり

（１）権利擁護の推進

障害者差別解消法の施行に伴い、障害のある人が安心して地域で生活ができるように、より一層、権利擁護の推進が必要になります。

障害のある人の差別や虐待を防止するために、福祉サービスによる支援や関係機関との連携を行い、権利擁護を推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
障害を理由とする差別の解消の推進	出前講座などにより、市民及び事業所等への障害者差別解消法の周知・啓発に取り組むとともに、相談窓口での相談、職員対応要領に基づく対応等、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組みます。	社会福祉課
権利擁護事業の推進	社会福祉協議会との連携により、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の活用を促し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、財産管理を行うことにより、自立した地域生活の実現を支援します。年々増加する福祉サービス利用援助事業のニーズに対応するため、生活支援員の確保など具体的な方策を検討します。	社会福祉課 高年介護課
成年後見制度の利用支援	障害のある人がいつまでも安心して地域で生活するにあたって、成年後見制度を活用できるよう、低所得者等への経済的支援を実施します。 また、社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度の利用に関する情報の共有を図ります。	社会福祉課 高年介護課
障害者虐待等の防止	障害者虐待の定義や通報義務について広く周知を図るとともに、特に福祉サービス事業所の職員や障害のある人の家族などに虐待に関する理解を促進し、未然防止に取り組みます。 また、虐待の早期発見・早期対応を行うため、虐待防止センターの支援体制の強化を図ります。	社会福祉課

（２）相談体制・情報提供の充実

障害のある人やその家族が抱えるさまざまな問題を解決に導くには、専門性が高い相談支援が必要になります。

相談支援体制の充実を行うとともに、さまざま手段を用いて情報提供を行っていきます。

施策名	施策内容	主な所管課
相談支援体制の充実	専門性を有し、保健や医療、福祉などに関する相談に総合的に応じることができる相談支援事業者や相談支援専門員の増加を図り、相談支援体制の充実を図ります。 また、障害者自立支援協議会を核に、地域の相談支援機関のスキルアップや連携体制の充実を通して、障害のある人の意思を尊重した相談しやすい環境づくりを進めます。	社会福祉課 高年介護課 健康増進課
障害者基幹相談支援センターの推進	地域における相談支援の中核的な役割を担う障害者基幹相談支援センターについて、機能の充実を図り、関係機関と連携しながら、障害のある人や家族、地域の方たちのさまざまな困りごとなどの相談対応に努めます。	社会福祉課
障害者相談員活動の充実	障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関と協力し解決にあたる身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員のスキルアップを支援します。	社会福祉課
情報内容・提供方法の充実	情報収集・利用などが困難な障害のある人に対して情報格差の解消を図るために、障害の状況に応じた多様な情報提供について検討を進めます。 市のホームページ、市広報「とよおか」、防災無線などの情報については、障害のある人にわかりやすい情報の提供に努めます。 視覚障害のある人には、活字文章の音声などへの変換、聴覚障害のある人へはファックス、メール、磁気ループ設置による情報提供など、障害の種類に配慮した提供方法の充実に努めます。	社会福祉課 秘書広報課

施策名	施策内容	主な所管課
電子媒体を活用した情報提供の実施	携帯電話・パソコン・スマートフォンを使ったインターネットの普及状況をふまえ、電子媒体を活用した情報提供を行います。	社会福祉課 秘書広報課

（３）障害の早期発見・早期対応

障害のある人が、適切なサービスをより早く受けられるようにするには、早期発見・早期対応が必要となります。

定期的な健康診査や相談支援を行い、関係機関と連携しながら総合的に支援していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
早期発見・療育の充実【乳幼児健康診査】	健康診査（４か月児、７か月児、１歳６か月児、３歳児）の受診率の向上、内容の充実に努め、発達段階に応じた保健指導を行います。また、発達確認や健康保持・増進、疾病・虐待の早期発見、親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう対応します。 さらに、未受診者に対してのフォローも行います。 また、保育所や幼稚園においても、保育士などの研修機会の充実を図り、発達障害が疑われる乳幼児の早期発見と専門機関との連携に努めます。	健康増進課 こども育成課
発達障害児に対する相談体制の充実・育児支援	健康診査などにおいて、発達障害が疑われる子どもには、その後の相談・訪問により専門機関を紹介します。 また、発達が気になる子どもには、親子の関わり方を中心にした集団指導や臨床心理士などによる個別指導を実施することで、子どもの心身の発達を促す支援と保護者に対する相談体制の充実に努めます。	健康増進課
関係機関との連携	保健・医療・福祉・教育など関係機関の連絡会議を持つなど、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所がスムーズに行われるよう、療育体制の充実に努めます。 障害のある乳幼児の保護者に対してより充実した家庭療育をめざして、話し合いなど情報交換の場を設けます。	社会福祉課 健康増進課 こども育成課

施策名	施策内容	主な所管課
地域療育体制の充実	北但広域療育センターにおいて、関係機関との連携のもと、専門的人材による幼児期からの一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への相談支援など、総合的な障害児(者)療育を行います。	社会福祉課 健康増進課
こども支援センターの推進	こども支援センターを通して、発達障害児に対する支援体制の充実や、児童や保護者と学校、保育所・幼稚園・認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進めます。	こども教育課 こども育成課 社会福祉課 健康増進課

4.「地域で生活できる」まちづくり

(1) 保健・医療の充実

障害のある人もない人も、ともに健康で生きいきと暮らせるように効果的に健康づくりを進める必要があります。

総合的な保健・医療サービスを受けることができるような支援を推進していきます。また、スポーツ環境の整備や障害に応じた機能改善訓練に取り組み、生活習慣予防や運動習慣づくりの推進をしていきます。

施策名	施策内容	主な所管課
効果的な保健・医療サービスの提供	相談から治療・訓練・指導に至るまで、一貫した保健、医療サービスが受けられるよう、医療機関との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。	健康増進課 高年介護課 社会福祉課
健康・体力づくりの推進	健康増進施設や健康福祉施設を活用した障害のある人のスポーツ環境の整備や生活習慣病予防・運動習慣づくりなどの取組みを推進します。	健康増進課
リハビリテーション体制の充実	障害のある人が、その障害に応じた機能改善訓練などを受けることができるよう、リハビリテーション事業の充実に努めます。	健康増進課
障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実	障害の特性に配慮した保健・医療サービスが受けられるよう努めるとともに、医療的ケアが必要な障害児（者）や難病患者に対するサービス基盤を充実させるための方策を検討します。	社会福祉課

（2）精神保健施策の推進

精神障害のある人が地域で安心して生きいきと暮らすことができるようにするには、保健・医療・福祉サービスなどの充実が必要となります。

研修会などで精神障害の理解の啓発を行いながら、充実した支援の提供を行い、地域移行・地域定着を推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
理解促進、啓発活動の推進	研修会や教育現場などさまざまな場面での啓発活動を通じて、精神障害に対する理解の促進を図り、精神障害のある人が暮らしやすい地域社会を創ります。	社会福祉課 健康増進課
こころの健康づくりの推進	精神障害に対する理解を深めてもらうため正しい知識の普及・啓発に努めます。 また、自殺・うつ病への予防対策を推進するための相談窓口の充実や支援体制の整備を図るとともに、自殺・うつ病のハイリスク層に対する支援のあり方を検討します。	健康増進課
関係機関との連携	相談支援やケアマネジメントなどに携わる支援者が専門性をもって、充実した支援を提供することができるよう、障害者自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化や人材育成を図るとともに、さらなる質の向上に取り組みます。	社会福祉課 健康増進課
地域移行・地域定着の推進	地域生活への移行を進めるため、県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議などにより、関係機関と連携を図りながら、相談支援事業者による地域相談支援が円滑に実施できるよう支援します。 身近な地域における社会参加や交流、相互理解の場としての役割をもつ地域活動支援センターの活動を支援します。	社会福祉課 健康増進課

（3）生活支援の充実

障害のある人が充実した生活を送れるためにも地域生活支援拠点等の整備や重度の障害のある人への支援の充実、障害福祉サービスの向上が必要になってきます。

障害福祉サービスについて、必要な方が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握を行います。

施策名	施策内容	主な所管課
地域生活支援拠点等の整備	障害がある人の障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れなど）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。	社会福祉課
重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応	重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努めます。 ○重度の人を対象としたサービス体制（短期入所など）の充実 ○豊岡市老人福祉計画・第７期介護保険事業計画の施策との調整 ○地域包括支援センターなどとの連携	社会福祉課
障害福祉サービス等の利用促進	障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、障害福祉サービスや自立支援医療費及び補装具費の支給など各サービスの利用にあたり、必要な方が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握に努めます。	社会福祉課
福祉サービスの質の向上	障害者自立支援協議会を通じて、サービス事業者間の連携による情報交換の機会や研修会を設け、障害福祉サービスの質の向上に努めます。 また、サービス事業者への外部評価などの仕組みの活用を促進します。	社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、日常生活を快適にかつ安全に送ることを支援するため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を推進します。	社会福祉課
移動・交通手段の充実【1.（3）の再掲】	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人が電車やバスなどの公共交通機関を使いやすくなるよう取り組みを進めます。	社会福祉課

（4）家族等介護者の支援

障害のある人が、生きいきと暮らすためにも、支える家族等の介護者の支援が重要になります。

介護者が、いつでも相談や情報交換できる場を提供し、各関係機関と連携を図りながら、福祉サービスによる支援の推進をしていきます。

施策名	施策内容	主な所管課
福祉サービスなどの利用促進	障害のある人やその家族が、福祉サービスやボランティア活動、地域の福祉活動などについて知識を深められるように、市ホームページ、出前講座、障害者福祉のしおりなどにより情報提供を図るとともに、これら福祉サービスなどの利用促進を図ります。	社会福祉課 高年介護課
家族等介護者のこころのケア	家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族介護者同士の交流の機会づくりを支援するとともに、障害のある人の一時預かりなどの機会の確保に努めます。 ・家族介護支援事業 ・こころのケア相談 ・短期入所などサービス等の情報提供	社会福祉課 高年介護課 健康増進課
放課後等の居場所の確保	医療、福祉、学校、地域と連携し、保育所、放課後児童クラブとの利用調整や日中一時支援事業の充実を図り、保護者が安心して就労できる環境を整備します。	社会福祉課 こども育成課

5.「安全で安心して暮らせる」まちづくり

(1) 福祉のまちづくり

だれもが安心して暮らすことができるよう、市民、事業者、行政が一体となって、住みよいまちづくりに取り組む必要があります。

障害のある人の意見を取り入れながらバリアフリー化を推進しています。また、他地域から観光目的で訪れる障害のある人が訪れやすいようなまちづくりを推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
だれにもやさしいまちづくりの推進	自然との調和に配慮し、あらゆる社会的な障壁の除去に努めるとともに、だれもが利用しやすい施設などの整備を進めるなど、障害のある人もない人もともに一人の人間として生きいきと暮らせるまちづくりを推進します。	各課
障害のある人の意見を聞く場の確保	市が進める地域環境や住環境などのバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害のある人の意見を聞く機会の確保に努めます。 また、一般企業・商店・事業所などが障害のある人の意見を聞く場を設けるよう働きかけます。	各課
地域環境のバリアフリー化の推進	今後も兵庫県福祉のまちづくり条例の啓発・普及に努めるとともに、条例に基づき、公共施設などの整備・改善及び段差の解消などだれもが利用しやすいバリアフリー化を計画的に推進します。 今後は、各施設などの個別のバリアフリー化とともに、ユニバーサル社会づくりに総合的に取り組むため、市の統括的機能を強化します。 【主な整備項目】 ○出入り口などの段差解消 ○誘導用ブロックの敷設 ○多機能トイレの設置 ○手すりの設置 ○障害者用駐車区画の設置（パーキングパーミット制度の推進） ○「ゆずりあいの駐車場」のスペースを確保	各課

施策名	施策内容	主な所管課
交通環境のバリアフリー化の推進	各関係機関との連携のもと、低床バスの導入を促進するとともに、公共交通機関、交通施設、利用情報などのバリアフリー化の推進に努めます。	都市整備課 社会福祉課
住環境のバリアフリー化などの推進	障害のある人の多様なニーズに対応し、住み慣れた居宅で住み続けることができるよう、住宅のバリアフリー化を促進します。また、市営住宅についても、設計や設備などの面でバリアフリー化を考慮した整備に努めます。	建築住宅課 社会福祉課
住まいの確保	障害のある人がスムーズに住まいの確保ができるよう、グループホームの整備支援や公営住宅の空室活用及び公的保証人について検討します。	建築住宅課 社会福祉課
情報・サービスのバリアフリー化の推進	わかりやすい印刷物（市広報など）の普及・促進、わかりやすいホームページの作成・運用、会議、講演会、選挙での配慮など、障害者団体などの意見や協力を得ながら、障害のある人に対応した情報・サービスのバリアフリー化の推進に努めます。	秘書広報課 総務課 社会福祉課
インバウンドによる観光地の対応	インバウンドの取り組みにより観光客が増加する中、外国人観光客が訪れやすくするため、観光地における合理的配慮の提供について検討します。	大交流課 社会福祉課

（2）防犯・防災施策の促進

障害のある人が災害時にできるだけ安全に避難できることや、犯罪などのトラブルに巻き込まれないようにするためにも、防犯・防災の施策促進は重要になります。

災害に対応できるような事前の備えや災害時にもスムーズな避難行動ができるような支援体制を推進していきます。

施策名	施策内容	主な所管課
災害時要援護者登録制度の推進・充実	「豊岡市地域防災計画」に基づき、障害のある人などを対象に災害時要援護者登録制度を実施しています。 避難支援の個別計画書の作成例の提供や、対応が進んでいる地域の事例を紹介するなど、情報提供に努め、各地域での支援体制づくりの推進を図ります。	社会福祉課
災害時安心ファイルの活用	災害時などに障害のある方が適切に避難し、避難先で周囲の理解を得てサポートを受けられるよう、ファイルの内容について障害のある方だけでなく、広く市民に周知を図ります。 また、障害のある方の直近の状況を把握することができるようにするため、ファイルの更新の呼びかけに努めます。	社会福祉課
地域防災計画の推進	出前講座などにより積極的な啓発に努めます。	防災課
防犯体制の整備	地域での支え合い体制（「声かけ運動」）など行政、住民、警察、消防などが連携を強化し、犯罪被害を未然防止するための情報提供など、犯罪を発生させない環境づくりに努めます。	生活環境課

施策名	施策内容	主な所管課
防災情報ＦＡＸなど防災情報提供の充実	聴覚障害のある人で、市が行う防災無線・有線の放送が聞き取りにくい人に対して、災害時又はその恐れがある時にその放送内容をファックス・電子メールで伝達する制度のさらなる充実を図ります。また、防災情報を携帯電話へ配信する、とよおか防災ネット（携帯メール）への登録を勧奨します。	防災課 社会福祉課
災害時・緊急時の対応の検討	災害時、緊急時の障害の特性による対応方法の研修・周知について、今後、避難所での対応を含め、関係機関と連携し、検討を進めます。 また、避難所への手話通訳者などの派遣体制を検討します。	社会福祉課
福祉避難場所の充実	医療的ケアの必要な人などが、災害時・緊急時に安心して避難できる福祉避難場所を設置しています。 今後、指定施設を増やすとともに、運用方法などの検討を進めます。	社会福祉課 防災課
地域支援体制の充実	災害時には、行政などの支援とともに、隣近所の協力・助け合いが必要です。自主防災組織の育成などを推進し、地域ごとに独自の防災マップ、避難支援マニュアルなどの作成、地区ごとの避難訓練の実施を支援します。 地域での支援体制の状況を把握し、防災力の充実に努めます	防災課 社会福祉課